

## 東広島市監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、東広島市長から平成29年度財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年6月6日

東広島市監査委員 水 戸 晃  
同 重 河 格  
同 池 田 隆 興

### 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置について

#### 1 監査の対象

対象法人等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
シナジー・五輪グループ 共同企業体	平成30年3月28日 (東広監委第45号)	平成30年4月13日 (東広環第17号)

#### 2 監査の実施期間

平成30年1月12日から平成30年3月26日まで

#### 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
1 施設の管理 自主事業で設置している自動販売機について、市の目的外使用許可を受けていなかった。	指定管理者へ行政財産の目的外使用許可が必要なことを周知し、3月8日に行政財産の使用許可に係る申請を受付け、3月27日に目的外

<p>自主事業とはいえ、売上げを指定管理者の収入とするならば、目的外使用にあたるため、公有財産管理規則に基づき適正な事務処理に改められたい。</p> <p>2 経理及び書類の整備</p> <p>(1) 指定管理業務の経理において、次のとおり不適切な処理があった。</p> <p>ア 平成29年7月以降の収支について、総勘定元帳への記帳が一定期間滞っていた。</p> <p>イ 監査時に提出された収支計算書の修繕費及び旅費が、総勘定元帳に記帳されていなかった。</p> <p>ウ 総勘定元帳に業務委託料や賃貸借料で重複計上されているものがあった。</p> <p>エ 平成28年度事業報告書に添付されている収支計画書について、根拠となる決算書類を作成していなかった。</p> <p>指定管理者は、当該管理業務について他の事業と区分して経理しなければならないが、一部、共同企業体の代表者である株式会社シナジーの経理と混同して会計処理を行っていたため、収支の根拠が確認し難い状況となっている。</p>	<p>使用許可をすることで適正な事務処理に改めたことを確認した。</p> <p>指定管理者へ平成29年7月以降の収支について、総勘定元帳への記帳が滞っていることを指摘し、適正な会計処理を行うよう指示した。収支について、3月16日総勘定元帳へ適正に記帳されたことを確認した。</p> <p>収支計算書の修繕費及び旅費が、総勘定元帳に記帳されていなかったことを指摘したところ、事務処理に誤りがあったことが判明したため是正し、総勘定元帳と整合することを確認した。</p> <p>指定管理者へ業務委託料や賃貸借料で重複計上されていることを指摘したところ、事務処理に誤りがあったことが判明したため是正し、総勘定元帳へも適正に反映されたことを確認した。</p> <p>指定管理者へ共同企業体の代表者である株式会社シナジーの経理と混同して会計処理を行わないよう指示した。平成30年度は収支の根拠が確認し易いよう基本協定書等に基づく適正な会計処理に改めた。</p>
--	--

<p>基本協定書等に基づき適正な会計処理に改められたい。</p> <p>(2) 各年度の実施計画書については、前年度の2月末日までに提出しなければならないが、提出が遅れていた。</p> <p>(3) 毎月、施設の利用状況、管理運営に係る収支状況等を記載した業務報告書を作成する必要があるが、当該報告書に収支状況の記載がなかった。 年度別協定に基づき適正な事務処理に改められたい。</p> <p>(4) 毎事業年度終了後に提出することになっている監査報告書が、提出されていなかった。 基本協定書等に基づき適正な事務処理に改められたい。</p> <p>(5) 会計規則第16条第3項の規定により、使用料を徴収した日の翌営業日までに現金を会計管理者等に払い込む必要があるが、月に2回払い込むこととしているため、払い込みまでに最大2週間程度を要している。 会計規則に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>指定管理者へ各年度の実施計画書の提出期限については、前年度の2月末日を遵守するよう指示し、平成30年度の実施計画書は平成30年2月28日に提出され適正な事務処理に改めた。</p> <p>指定管理者へ管理運営に係る収支状況等を記載した業務報告書の作成を求め、作成された報告書から適宜受理している。平成30年度は収支状況の提出期限を翌月末とする再発防止策を講じ、適正な事務処理に改める。</p> <p>指定管理者へ監査報告書の提出を指示し、平成29年度は確実に提出されるよう再発防止策を講じ、適正な事務処理に改める。</p> <p>指定管理者へ会計規則第16条第3項の規定により、使用料を徴収した日の翌営業日までに現金を会計管理者等に払い込む必要があることを周知し、使用料を徴収したら速やかに払い込むこととし、会計規則に基づく適正な事務処理に改める。</p>
---	--